

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第12号)

平成22年8月24日

答 申 第 1 2 号

平成 2 2 年 8 月 2 4 日

尼崎市教育委員会教育長 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会

会 長 村 上 武 則

公文書部分開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日付け尼学教第 8 3 1 号の 2 による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成 2 0 年 9 月 1 2 日付け尼学教第 6 5 0 号の 2 による公文書部分開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問

以 上

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年9月12日付け尼学教第650号の2で行った部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分」という。）については妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成20年9月9日付けで尼崎市情報公開条例（以下、「条例」という。）第6条第1項の規定により行った「平成21年度使用教科用図書採択における専門部会（算数）からの報告書」、「平成17年度教科用図書採択に関する報告（選定協議会からの報告書）」、「平成20年度教育委員会7月定例会議事録」及び「平成21年度使用教科用図書選定協議会の議事録」の公文書開示請求に対し、実施機関は、条例第2条第2号に規定する「公文書」として保有している「平成21年度使用教科用図書採択に関する報告（専門部会（算数）からの報告を記載）」（以下「本件公文書」という。）

「平成17年度教科用図書採択に関する報告（選定協議会からの報告）」、「平成20年度教育委員会7月定例会議事録」及び「平成21年度使用教科用図書選定協議会の議事録」を開示請求の対象文書と特定したうえ、平成20年9月12日付で当該4文書のうち「平成21年度使用教科用図書選定協議会の議事録」を不開示としその他の文書を開示とする内容の部分開示決定処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件部分開示決定処分のうち、実施機関が不開示決定を行った部分については異議はない。しかし、実施機関が本件公文書として開示した文書は、異議申立人が請求したものとは異なることから、今回の処分を取消し、開示請求書に記載した文書そのものを開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見陳述で主張している要旨は、次のとおりである。

「平成21年度使用教科用図書採択における専門部会（算数）からの報告書」（以下「部会報告書」という。）を請求したが、開示されたのはこれと異なる「平成21年度使用教科用図書採択に関する報告」であった。しかし、この文書には、専門部会（算数）の意見が部分的にしか記載されておらず、詳しい採択理由が分からないため、このもととなった開示請求書に記載した「部会報告書」の開示を求めるものである。

専門部会は、教育委員会から委嘱された専門委員が、子どもたちが使用する教科書を選定するために調査研究を行い、使用教科用図書選定協議会（以下「選定協議会」という。）に報告する役割を担うものであり、その報告書は、部会長が選定協議会にお

いて教科書の選定理由を説明する資料となっている。

平成21年度の小学校教科書の採択で、算数の教科書が従来の教科書と違う会社のものに変更された。開示請求に基づき公開された「平成21年度使用教科用図書採択に関する報告」によると、選定協議会が推薦した算数の教科書について、平成21年度と平成17年度の採択理由はほとんど変化していない。また、教科書そのものも、従来の内容から何の改訂もされていないにも関わらず、なぜ教科書が変更されたのか理解することができない。そして、その変更の理由について学校の教師に説明されることもほとんどなかった。教科書という子どもはもちろん保護者にとっても重要なものを、どのように選んだのか説明する責任は教育委員会にある。そのためには、あらゆる情報を公表すべきである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の部分開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

本市の教科書採択の権限は、教育委員会にあり、尼崎市立学校教科用図書選定協議会条例(昭和55年尼崎市条例第7号)及び兵庫県教育委員会の平成21年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針(以下「採択基本方針」という。)に基づき実施している。

教科書採択の手続きは次のような手順で行っている。まず、各教科(国語、算数など)において専門部会を市立公立学校教員より選んだ専門委員7名により開催し、採択の対象となる教科書を調査研究し、そのなかから適当と認める教科書を2種目選定し、その理由及び順位を付して尼崎市立学校教科用図書選定協議会(以下「選定協議会」という。)に報告する。次に、選定協議会において、部会の報告に基づき審議し、2種目のうちから1種目を選定し、教育委員会に答申する。教育委員会は、その答申を受けて、教育委員会の権限において教科書を採択する。

異議申立人は、開示された「平成21年度使用教科用図書採択に関する報告(検定済教科用図書)」は専門部会(算数)の意見を部分的に記載したもので、そのもととなった専門部会(算数)の報告書を求めている。しかしながら、専門部会(算数)が作成したものは、選定協議会に専門部長が報告するためのメモであり、選定協議会終了後に破棄しており、現在存在していない。専門部会は選定協議会の組織の一部分で同じ組織であると考えており、専門部会(算数)の選定協議会への報告は、同じ組織から同じ組織への報告のため口頭及び専門部会の調査研究の内容を記述したメモで行われている。

従って、異議申立人が求めているものは、すでに開示した「平成21年度使用教科用図書採択に関する報告(検定済教科用図書)」と判断し、開示決定を行ったものである。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たったの本審査委員会の基本的な考え方

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と公文書の原則開示を規定している。

これは条例第1条に規定する条例の目的「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を求める権利を明らかにし・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り・・・市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。」を保障するためである。

一方、同条各号において不開示情報を規定し、条例の目的を保障することに対し、個人や法人の権利利益の保護や行政の公正かつ円滑な運営との調和を図っている。

そこで、以下では本件公文書が、条例の目的と原則開示とする趣旨と照らし、部分開示決定処分の妥当性について判断していくものとする。

なお、異議申立人から事情聴取を行った際に、今回、実施機関が不開示とした「平成21年度使用教科用図書選定協議会の議事録」及び本件公文書以外の開示文書については異議はないとの申立てがあったため、それらの処分の妥当性について判断は行わない。

2 部分開示決定処分の妥当性の判断

- (1) 実施機関の説明によると、選定協議会は、尼崎市が学校において使用する教科用図書の採択について必要な事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として設置されるもので、専門部会は、教科又は種目ごとに専門的事項を調査審議させるため同協議会の内部に設置されるものである。
- (2) 教科用図書の採択までの過程は、専門部会において、採択の対象となる教科書を専門的な見地から調査研究を行い、その中から適当と認める教科書を2種選定する。選定理由及び順位をつけ選定協議会に報告する。選定協議会において、専門部会の報告に基づき審議を行い、専門部会で選定した2種から1種を選定し教育委員会に答申する。教育委員会は、その答申を受けて、教育委員会の権限において使用教科書を採択するという流れになっている。
- (3) 異議申立人は、上記に至る理由が記載されていると思われる専門部会の報告書を求めて開示請求を行ったが、開示決定されたのは「平成21年度使用教科用図書採択に関する報告（専門部会（算数）からの報告を記載）」であり、これには専門部会の意見が部分的にしか記載されておらず、詳しい選定理由が分からないと主張している。

- (4) 一方、実施機関は、選定協議会への報告にあたって、部会の会議結果をまとめた報告書は作成していない。部会長が選定協議会に報告するときの参考にするために、協議の結果をまとめたメモは存在するが、選定協議会が終了した時点で廃棄していると説明している。
- (5) 一般的に、会議等においてメモをとる目的は、その会議の会議録や答申案等をまとめるためのものであり、通常、その目的が達成された段階で廃棄する場合が多いと考えられる。この場合は、当該メモが、専門部会の結果を部会長が選定協議会で報告する際に参考にするという目的で作成されたものであることから、報告後廃棄したという実施機関の説明に不合理さは認められない。
- (6) 条例第2条第2号は、「条例において公文書とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と条例の対象となる公文書を定義している。当該メモは、実施機関において決裁や回議に付されることもなく、また保存義務等についても何ら定めがないため、部会長の判断でいつでも処分することが可能な文書であるといえる。こうした事実からみれば、当該メモは、条例に規定する「実施機関の職員が組織的に用いるもの」には該当せず、また、選定協議会終了後に廃棄されていることから「実施機関が保有しているもの」にも該当しないため、本条例の適用を受ける「公文書」に当たらない。
- (7) 異議申立人は、実施機関が専門部会の報告文書をメモと捉え、既に破棄したという態度は専門部会を軽視した不誠実な態度であると述べているが、前述のごとく、部会は、選定協議会内に設置されるものであり、組織として一体をなすものであることから、条例や採択基本方針等において部会の会議録や報告書の作成を義務付ける規定がない以上、部会からの報告を口頭で受けるのか、文書の提出を求めるのかなども含め、選定協議会の運営方法は選定協議会自らが決めるべき問題であるためこの主張は受け入れられない。
- (8) こうした状況を踏まえ、異議申立人が行った「平成21年度使用教科用図書採択における専門部会（算数）からの報告書」の開示請求に対しては、本件公文書しか存在しないといわざるを得ない。よって、実施機関の行った文書の特定及び決定処分は妥当と判断する。
- (9) なお、今回の算数の教科書採択において、従来のもとは異なる教科書が採択され

ている。しかし、本件公文書に専門部会の選定理由として記載されている事由は、前回別の教科書を採択したときと概ね同一のものである。このためなぜ変更されたのか詳しい選定理由が知りたいという異議申立人の主張は十分理解できる。

採択基本方針の留意事項として、「採択権者は採択した教科書について採択理由等を明確にすること」と規定されている。このことも合わせ実施機関は条例の趣旨・目的を十分斟酌し、市民に対する説明責任を果たすために一定の方策を講じるよう付言する。

3 結論

上記の理由により、本審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第1部会において審議を行ったものである。

以上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成20年11月28日	・ 諮問書を受理
平成21年12月14日	・ 審査委員会第1部会に付託
平成21年12月24日	・ 審議
平成22年1月29日	・ 審議 ・ 実施機関から意見聴取 ・ 異議申立人の意見陳述
平成22年3月19日	・ 審議
平成22年7月28日	・ 審議
平成22年8月24日	・ 答申

審査委員会第1部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
むらかみ たけのり 村上 武則	近畿大学法科大学院教授	部会長
さかい みちよ 坂井 希千与	弁 護 士 (みらい法律事務所)	
つくい すすむ 津久井 進	弁 護 士 (芦屋西宮市民法律事務所)	
くろさか のりこ 黒坂 則子	同志社大学法学部准教授	